

平成23年度（第12回）

串本町農業委員会定例会会議録

平成24年3月12日（月）

第12回 串本町農業委員会定例会会議録

日 時 平成24年3月12日（月）午後1時30分～

場 所 串本町文化センター2F A会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 岡田嘉治

議 事

議案第53号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

議案第54号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

議案第55号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

議案第56号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第59号 串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について

議案第60号 串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について

議案第61号 串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について

その他

出席委員

1番 赤埴満夫	2番 岩谷吉啓	3番 岡田嘉治	4番 尾鷲壽夫
5番 垣本 保	6番 吉川きり子	7番 小山喜行	8番 坂田莞爾
9番 阪田洋好	10番 地當博巳	11番 芝崎憲年	12番 杉本正幸
14番 竹田敏明	15番 角 是明	16番 中峰 聖	17番 中村省一
18番 西 謙讓	19番 西 豊	20番 東地寧司	21番 平崎茂樹
22番 吉井孝夫			

欠席者

13番 鈴木利朗

出席した職員

西野・白野

議長 皆さん、こんにちは。ただいまから平成23年度第12回串本町農業委員会定例会を開催致します。本日の欠席届が出ている委員は、13番の鈴木委員の1名でございます。本日の議事録の署名委員は、19番西豊委員、20番東地委員を指名致します。本日の議題は9件となっております。よろしく申し上げます。それでは議案に入っていきます。議案第53号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題と致します。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 (議案書に従い朗読)

議長 それでは、現地調査報告をお願いします。

吉川委員 6番、吉川です。

議長 6番、吉川委員。

吉川委員 (担当委員の現地調査説明等)

議長 ありがとうございます。それでは、事務局の趣旨説明並びに現地調査報告に対する質疑があれば伺います。質疑のある方ございませんか。

なしの声。

議長 質疑がないようですので、お諮りいたします。本案について原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議長 異議なしの声多数につき、本件は原案どおり承認可決されました。次にまいります。議案第54号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題と致します。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 (議案書に従い朗読)

議長 それでは、現地調査報告をお願いします。

芝 崎 委 員 1 1 番、芝崎です。

議 長 1 1 番、芝崎委員。

芝 崎 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の趣旨説明並びに現地調査報告に対する質疑がありましたら伺います。質疑のある方ございませんか。

なしの声。

議 長 ないようですので質疑を打ち切ります。お諮りいたします。本案については原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は承認可決されました。次にまいります議案第 5 5 号、農地法第 2 条の農地でない旨の証明願についてを議題と致します。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査報告をお願いします。

芝 崎 委 員 1 1 番、芝崎です。

議 長 1 1 番、芝崎委員。

芝 崎 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの趣旨説明並びに現地調査報告に対する質疑があれば伺います。質疑のある方ございませんか。

なしの声。

議 長 質疑ないようですので質疑を打ち切ります。お諮りいたします。本案については原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は承認されました。次へまいります。議案第55号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、続いて現地調査報告をお願いします。

阪 田 委 員 9番、阪田です。

議 長 9番、阪田委員。

阪 田 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それでは事務局からの趣旨説明並びに現地調査報告に対する質疑等ありましたら伺います。ございませんか。

なしの声。

議 長 質疑がないようですので質疑を打ち切ります。お諮りいたします。本案については原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は承認可決されました。次へまいります。議案第57号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査報告をお願いします。

西(謙)委員 18番、西です。

議長 18番、西委員。

西(謙)委員 (担当委員の現地調査説明等)

議長 ありがとうございます。それでは事務局からの趣旨説明並びに現地調査委員の報告に対する質疑等ありましたら伺います。ございませんか。

坂田委員 8番。

議長 8番、坂田委員。

坂田委員 今、西委員から説明がありましたが、転用後に切り売りやらそういう事がないかどうか確認したという事ですが、こういう事は拘束があるんでしょうか。そこまで調べて追求は必要でしょうか。

事務局 ちょっと即答できないので、次の委員会で回答させていただきます。

西(謙)委員 はい。

議長 18番、西委員。

西(謙)委員 以前に農地の広い所で同じような申請があり、県の方から見に来て、そういった危険性はないかと言われた事があったのでね。義務付けられているか分かりませんが、そういった口頭でのやり取りがあったもんでね。極端な例を言ったら2,000㎡位の転用をしないと、後で分筆して売る可能性もあるように思えるのでね。

坂田委員 それをね、拘束せなあかんのかなってね。許可が下りたら、もうその人の…。

西(謙)委員 そこまで農業委員会には、責任持たんでもって事ですよね。それはちょっと分かりませんが、まあ以前にそういう経緯があったんです。

議長 よろしいですか。そうしたら、事務局の方で確認しておいて下さい。

事務局 はい。

議長 他に質問はありませんか。

なしの声。

議長 ないようですので、お諮りいたします。本案については原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議長 異議なしの声多数につき、本案は承認可決されました。次へまいります。議案第58号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 (議案書に従い朗読)

議長 それでは、現地調査報告をお願いします。

赤埴委員 1番、赤埴です。

議長 1番、赤埴委員。

赤埴委員 (担当委員の現地調査説明等)

議長 ありがとうございます。それでは事務局からありました提案趣旨説明並びに現地調査報告に対する質疑等ありましたら伺います。ございませんか。

なしの声。

議長 質疑なしの声がございますので、質疑を打ち切ります。お諮りいたします。本案については原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議長 異議なしの声多数につき、本案は承認可決されました。次へまいります。

議案第59号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定についてを議題と致します。議案第59号、次の議案60号、議案第61号、この3つを一括審議と致します。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 (議案書に従い朗読)

議長 それでは続いて、現地調査報告をお願いします。

西(謙)委員 18番、西です。

議長 18番、西委員。

西(謙)委員 (担当委員の現地調査説明等)。

議長 ありがとうございます。それでは、ただいま事務局から説明ありました提案趣旨並びに現地調査報告に対する質疑等ありましたら伺います。ございませんか。

なしの声。

議長 質疑なしの声がございますので、質疑を打ち切ります。お諮りいたします。議案第59号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議長 異議なしの声多数につき、本案は原案どおり承認可決されました。続いて、議案第60号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議長 異議なしの声多数につき、本案は原案どおり承認可決されました。続いて、議案第61号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は原案どおり承認可決されました。議案第61号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について、原案どおり承認することに異議ございませんか。以上をもちまして本日の議案は全て終了しました。続いて、その他の方にまいります。事務局からは無いようですが、皆さんの方から何かございませんか。

坂田委員 ちょっと教えてほしいんですけど、農地法で現況主義って聞かされているんですけど、現況主義っていうのは、どういう事か教えて下さい。

議 長 事務局、どうですか。

事務局 例えば、地目が宅地であっても、耕作してある状況であれば農業委員会として関わっていくという事だと思います。ただ、事務局として矛盾していると思うのは、作付けしてある状況であっても地目が農地でない場合、その土地の売買等に対して法務局は、農業委員会の書類の添付を求めないという事です。ただ、農業委員会としては、耕作している所を把握しておいてくれという事になると思います。

坂田委員 そうしたら現況主義っていうのは、実際に見ての現況の主義っていう事やね。先程からの議案で幾つも出てきた2条の非農地の場合は、現況主義やったら、あえてこれ農業委員会にかけなあかんのかなって思うしね。

杉本委員 農地の場合は農地法っていう枠内で縛られているので、それを農地から外す時は「これは現況は山林だ」と確認する。これが現況主義だと思います。地目が宅地であって、畑を作っている、あくまで宅地なので、農地法の適応じゃない訳なんですよ。そうすると農業委員会は何ら関係しないという見解だと思います。現況主義とはそういう意味だと思います。あくまで農地は農地法の中の運用になってきますから、宅地を畑で使うのは本人の勝手であって、あくまでも宅地は宅地で、農地法の適応を受けないんですよ。従って、宅地は評価額も高いですし、農地は農地法という枠内で「増産、生産しましょう」という事ですから、評価額は低いんですよ。

議 長 坂田委員、杉本委員、この件については、事務局の方で勉強してきてもらって見解を示してきてもらうという事で、この辺で閉会させていただきます。

たいと思いますが、よろしいですか。それでは、本日の定例会はこれで終わります。ありがとうございました。この後、鳥獣害に関する研修会を開催しますのでよろしくお願いします。

14時25分 定例会終了。